

暴力団排除条項

大阪弁護士会 民暴委員会副委員長

ながやま・かしもと法律事務所

弁護士 樫元 雄生

1 暴力団排除条項とは何か

暴力団排除条項（以下では「暴排条項」といいます。）とは、①反社会的勢力とは取引をしないことや、②取引開始後に、相手方が反社会的勢力であると判明した場合に、契約を解除することを規定する条項のことです。

最近では、業態や契約内容を問わず、契約書に暴排条項が規定されていることが通常となっているように感じます。

平成19年6月19日に政府が「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（以下では「政府指針」といいます。）を公表しました。

政府指針では、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、企業は反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断が求められることになりました。具体的には、契約書や取引約款に暴排条項を導入することを平素からの対応として求められています。

政府指針が公表されたことで、金融機関、証券、保険、不動産等の各業界団体では、反社会的勢力の排除の取組みを行い、また、大阪府でも平成23年4月1日に暴力団排除条例が施行されたことで、企業において暴排条項の導入が急速に進んでいます。

その意味で、企業は、真つ当な経済活動を行うのであれば暴排条項を導入しなければならない、といえる社会状況になりつつあるといえます。

また、現状では、警察による照会以外に、相手方が反社会的勢力に属する者かどうかについて確認する方法が確立されていません。そこで、暴排条項だけではなく、契約の相手方から反社会的勢力ではない等の表明をさせ、この表明に違反した場合には契約を解約されても異議等を述べないことを確約させる、いわゆる表明確約条項を導入し、相手方から誓約書の提出まで求めるべきといえます。

表明確約条項が規定されていることで、契約前の段階では契約自由の原則から、疑わしいと考えられる相手と契約を締結しないことが可能となります。他方、契約後に反社会的勢力に属していることが判明した場合には、表明確約条項に違反していることを根拠として契約解除や損害賠償請求をするだけでなく、刑事事件として詐欺罪に問えることにな

ります。

2 暴力団排除条項を巡る議論

暴排条項を導入する以前に契約を締結していた場合、現実には契約を巻き直すことが難しい場合もあります。では、契約を巻き直す前に、取引の相手方が反社会的勢力に属していたことが判明した場合、どのように対応すべきでしょうか。

このような場合でも、反社会的勢力との取引を解消することが全くできないわけではありません。契約当時に反社会的勢力に属していることがわかっていれば契約をしなかったということを理由として、錯誤無効（民法95条）を主張することが考えられます。

もし、取引の相手方が反社会的勢力に属していることが判明した場合、警察、暴追センター、弁護士等の専門機関にご相談ください。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載